

長万部まちづくり推進会議

平成28年6月24日設置



概要

長万部町は、古くから道央と道南を結ぶ交通の要衝として重要な地域に位置しております。また町は、線路で東西に分断されておりJR駅舎を含め生活関連施設の老朽化が顕著に現れ、移動等円滑化促進(バリアフリー化)もされていない現状です。そして、北海道新幹線の駅舎の設置が決まり、現在、駅周辺地域の整備を中心にまちづくりを検討しているところであります。周辺整備にあたり、老朽化した施設や新しく整備する生活関連施設および経路を検討していくうえで、バリアフリー化の方針及び基本構想が不可欠と考えております。

○移動等円滑化の現況

- ・古い施設や生活用道路には、凹凸があり移動しにくい
- ・古い町並みの歩道には、電柱等の障害物がある
- ・点字ブロックなどの整備が少ない

○移動等円滑化の課題

- ・施設内や生活用道路に凹凸があるため接続部などの段差解消
- ・歩道など幅員が狭いため、余裕のあるスペースの確保など

○調査の主な内容

- ・移動等円滑化促進方針案の作成
- ・協議会運営

○長万部まちづくり推進会議開催状況

- 令和2年9月11日 第1回協議会を開催
(説明内容)新幹線駅西口広場の整備予定地を中心にまち歩き点検を実施。
- 令和3年1月26日 第2回協議会を開催
(説明内容)これまでの調査データを基に作成した促進方針案の説明を行い、意見聴取する。

移動等円滑化促進地区(案)



長万部町まちづくり推進会議 計画策定に係る事業の取組状況

●事業の結果概要

1. 移動等円滑化促進方針案作成に向けた調査等

○北海道新幹線駅周辺整備の地域における施設や通路のバリアフリーに関する課題や要望を利用者(高齢者や障がい者等の住民)から幅広く意見聴取するため、住民アンケートやまち歩き点検を実施

(1) 住民アンケートの実施

○町民約1,200名を無作為抽出して実施し、462名から回収

①まちづくりで重要なのは長万部町立病院を中心とした地域医療体制の十分な維持58%、高齢者・障がい者が安心して暮らせる地域社会33.9%、子育て世代が安心して暮らせる地域社会25.6%

②外出の際よく行く場所は小売店86.4%、銀行・郵便局66.3%、病院41.5%

③外出の際に利用する交通手段は自家用車81.7%、徒歩32.8%、JR20%、自転車17.7%

(2) まち歩き点検の実施

○長万部町まちづくり推進会議構成員である障がい当事者団体、高齢者等により、駅や公共施設、スーパー等の多くの町民が利用する施設やその施設へ至る道路等で移動の障壁となっている場所を確認

○まち歩き点検の視点

①歩道の幅 ②電柱や看板などの障害物の有無 ③案内表示の状況 等

(3) 抽出された主な課題

①エレベーターやエスカレーターがない・使いにくい

②トイレが使いにくい

③高齢者や障がい者が抱えている移動の困難さの認識不足

④道路に段差や凹凸があって、移動しにくい

2. 協議会の開催

○北海道新幹線の長万部駅開業を見据え、新幹線を核としたまちづくり、地方創生及び関連計画の推進について、官民が一体となって検討・協議するため設置

【構成員】

①長万部町 ②有識者 ③高齢者・障がい者団体 ④長万部高校生徒会

⑤交通事業者 ⑥行政関係者 等

○今年度は2回開催し、まち歩き点検や移動等円滑化促進方針案の提案等を実施



まち歩き点検の様子

●事業実施の適切性

・事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。

長万部町まちづくり推進会議 計画策定に係る事業の取組状況

●移動等円滑化促進方針の策定に向けた方策

○以下の案を作成し、パブリックコメントを実施中。3月中の策定を目指す。

1. 移動等円滑化の促進に関する基本的な考え方

**基本目標(1)安心、安全、快適につながる暮らしやすい
まちの実現**

- 基本方針① 主要施設のバリアフリー化の推進
- 基本方針② バリアフリー歩行者ネットワークの形成
- 基本方針③ 公共交通による移動の充実

**基本目標(2)心を開き、お互いを支え合える心のバリア
フリーの推進**

- 基本方針④ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進
- 基本方針⑤ 行動につながる幅広い教育活動の推進

2. 移動等円滑化促進地区等の設定

・移動等円滑化促進地区の考え方

生活関連施設の立地状況及び町営住宅団地の立地状況なども踏まえ、都市計画マスタープランにおける重点市街地拠点を含み、長万部駅を中心に、長万部市街地を概ねカバーするエリアとして、都市計画道路を中心とした境界で設定。

・生活関連施設

- ①旅客施設
- ②官公庁等施設(郵便局、銀行等を含む)
- ③教育・文化・交流施設
- ④医療・福祉施設
- ⑤商業施設
- ⑥公園・運動施設

・生活関連経路

旅客施設を中心に、生活関連施設間をネットワークするよう生活関連経路を設定。設定にあたっては、歩道がある、もしくは歩道を整備できる幅員がある道路を基本とする。

●地方運輸局における二次評価結果

- ・移動等円滑化促進方針案を作成し、パブリックコメントまで実施しており、事業は計画どおり適切に実施されているものとする。
- ・移動等円滑化促進方針策定後の評価等の実施は、協議会等を活用し毎年度行うなど、地域の実情を踏まえ積極的に行うことが望ましい。
- ・移動等円滑化促進方針の見直しに止まらず、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていくことを期待します。